

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
1	-	全体	<ul style="list-style-type: none"> 目次は必要だと思います。規範の全体構成を確認するためにも。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な目次を作成しており、書籍に掲載致します。
2	1～130	全体	<ul style="list-style-type: none"> 参考〇〇とあるが、紐付く資料が見当たらない。資料には付録が無かったのでHPも探したが。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考〇〇は、該当箇所の文章で参照・引用した資料、または該当箇所に関連する事項について参考にしていただきたい資料のことで、パブリックコメントの対象にはしていません。書籍には掲載いたします。
3	1～15	序章 全体	<ul style="list-style-type: none"> 文章のみで読むことがつらく感じる。2頁に1つ位の割合で図表を追加できないか。また、頁数を節約するためなのか、改行が少なく、読みにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 改行等を入れ、少し読みやすく致しました。
4	1 他	102	<ul style="list-style-type: none"> 「GAP 規範」では、「GAP」の日本語として「適正農業管理」を使用していますが、Practice に管理という意味はありません。英語で管理といえば、management や control を用いるのが一般的です。そうした前提に立つと、GAP に「管理」という意味は含まれていないと考えます。貴会でも一時期研修会等で使用されていたと思いますが、「適正農業実践」と日本語表記するのが、GAP が本来求めている意味に近いと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> GAP の Practice は「実践」の他に「実行」「実地」「行為」「習慣」等の様々な意味で使われています。 「農業者にとって GAP とは、農業由来の汚染の原因と結果について理解し、どうすれば良いかを身につけておくことである（英国 MAFF 及び NFU 調査）」。 理解と対策のためには、「適正農業規範（Code of GAP）」に従うこと【規範から逸脱しないように業務を統制（control）すること、また、逸脱した場合は修正の制御（control）をすること】が必要です。 「適正農業規範」には、農場の統制・制御の現状を GAP にする（control の level を向上させる）ための「調査、計画、教育、作業」などについての実践的な指導や助言が記述されています。 以上の、GAP の実態をよりよく理解していただくために、Practice は、「実践」という直訳ではなく、「管理（規範から逸脱しないように control する）」と表現しています。
5	2	0102 (2頁の2行目)	<ul style="list-style-type: none"> ～問題点として国際機関（FAO）等と機関名を明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「～問題点として経済協力開発機構（OECD）から指摘されています。」としました。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
6	3	0102 (2頁8～9行目)	<ul style="list-style-type: none"> ・「～補助金政策が必要になります。本書『日本 GAP 規範』は…基準文書です。」との言い切り表現に、「日本での GAP 補助金を利用するときに必要である」あるいは「農水省が認めている基準書である」と読む人が理解すると思われます。 ・「GH 農場評価は農林水産省も認めている GAP 指導者育成制度であり、GH 農場評価の元となっている『日本 GAP 規範』も農林水産省に認められている、という理解でよろしいでしょうか。 ・9頁 0303 の最後にも同様の表現をしているので、ここでの一行は削除した方が、混乱しないと思います。前段までの文章の流れからすると、この一行は唐突と思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の基準である…」「補助金等の要件である」等につきましては、誤解を与えないような表現に修正致しました。 ・国や自治体等に GAP の理念を深めると共に、GAP の実践、それを支援する補助金政策が必要と考えます。そして、そのための基準となる日本の「GAP 規範」が必要になります。 ・「GH 農場評価」の正式名称である『日本 GAP 規範に基づく農場評価制度』について、農林水産省はホームページで、農業生産工程管理 (GAP) に関するガイドラインの取組事項を全て満たしていることを確認しています。混乱が起らないような表現を工夫しました。ご了解下さい。
7	4	0203(4頁3行目)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ローマ・クラブ」に関して欄外に補足説明を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文が「1972 年の報告書「成長の限界」で「人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば、100 年以内に地球上の成長は限界に達する」と警鐘を鳴らしました」という内容なので、これに関する (参考 012) を見て頂きたいと思います。用語集に概略を掲載いたしますが、ローマ・クラブの概要等については、検索ソフト等でお調べ下さい。
8	7	0205	<ul style="list-style-type: none"> ・GAP ステージ 3 において日本が取り組むべき「適正農業戦略」について EU による新たな環境規範の輸出 (売り込み) を我が国として「脅威」と捉えるか、もしくは日本が時代の変化に対応した GAP 規範の実践に向けた「機会」(チャンス) と捉えるかによって、今後の取組みは変わると考えます。 FTA, TTP といった国際的な経済の枠組みが変革期を迎える中では、「機会」と捉えた戦略が必要と考えます。その意味で、国際協調の中で日本がリーダーシップをとる姿勢を示すため、「適正農業を確立するための国際戦略」という位置づけが必要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EU による「環境規範」の輸出は、日本農業を守るためのチャンスと積極的に捉え、GAP ステージ3における国際戦略を考えていきたいと考えています。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
9	7	0301 (7頁 中段)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業生産者が「GAP 規範」を遵守するに当たって…迷わず「環境を選ぶ心構えが必要です。」文言は理解できるが、農業生産者が主語に違和感があります。 ・農業生産者にとって農業は経済活動でもあるため、EUのように行政の態勢が整備されていない中で、生産者に「経済より環境を選ぶ心構え」を説くのは難しいと思います。 <p>案1, 主語を「日本における農業において」と変更する。</p> <p>案2, 農業生産者が「GAP 規範」を遵守～心構えが必要です。を削除。</p> <p>「豊かな環境」から始めて「日本の農業を持続可能なものにしていく必要があります。」とし、その後次に次の一文を追加する。</p> <p>「また、EUのような農政にすることで、生産者が迷わずに環境を守ることを選択できるようになります。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『日本 GAP 規範』は、日本の農業のあるべき姿をまとめているので、国や自治体にも守ってもらいたい条項（特に第二章）を含んでいます。 ・日本農業の行動規範としては、「EUのような農政にする」のは振れ幅が大き過ぎてしまいます。 ・これからの日本農業においては、農業生産者と農業関係者が「GAP 規範」を遵守するにあたっては、そもそも環境と経済はトレードオフではなく、環境は経済活動を支えるインフラであることを認識し、「環境をとるか、経済性をとるか」という究極の選択を迫られた時には、迷わず「環境」を選ぶ心構えが欲しいと思っています。
10	8	0302 (8頁4 行目 ～9行 目)	<ul style="list-style-type: none"> ・5行目 現在の日本では～技術的・経済的・政治的な課題が問われていますが」は0303「今日の農業は、行き過ぎた～問い直されようとしています」と重複する内容があるので文言を整理するために削除しても良いと思います。 <p>案, 8頁3行目後半～ 「人は罪深いもの」という「性悪説」にたつものであります。</p> <p>一方、日本の農業生産者は近世からの思想的背景により「農業倫理」実践者であることが求められてきており、日本農業は「農業性善説」に基づいています。</p> <p>農業性善説は江戸時代後期に～二宮尊徳によるものであり、彼は「農業は、自然～」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案の内容に沿って修正致しました。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
11	9	0303 (9頁の6行目と13行目)	<ul style="list-style-type: none"> ・「適正農業規範（GAP 規範）」と『日本 GAP 規範』について、初心者は混乱する可能性があります。また、国などの行政のものと、民間組織のものであることの表現の区別が必要と考えます。 ・「適正農業規範（GAP 規範）」として（EU が）示しています。あるいは（EU により）定められています。」「日本生産者 GAP 協会が作成した（あるいは、協会がまとめた）『日本 GAP 規範』が、日本農業の持続性を確保するための～」 	<ul style="list-style-type: none"> ・GAP に関することばの定義は、巻末に「用語解説」として掲載しますが、規範本文の中でも紛らわしいところがありますので、本文【0203】GAP ステージ1（GAP 概念の誕生）で、定義致しました。 ・日本では国レベルの行政機関では「適正農業規範（GAP 規範：Co-GAP）」を策定していません。都道府県レベルでは、富山県が「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例（平成 24 年）」に基づいて「富山県適正農業規範」を策定しています。県の事例は他にも十数件あります。 ・日本では GAP そのものを適正農業規範と表現している事例を多く見かけますが、『日本 GAP 規範』では正確性を期するために Good Agricultural Practice を「GAP」と表現し、「適正農業管理」と意識しています。また、Code of Good Agricultural Practice を「Co-GAP」と表現し、「適正農業規範」または「GAP 規範」とします。なお、普通名詞としては「適正農業規範」と表現し、固有名詞の場合は『日本適正農業規範』、または『日本 GAP 規範』と表示します。是非、用語解説を参照して下さい。
12	10	0304 (10頁6～7行目)	<ul style="list-style-type: none"> ・『日本 GAP 規範』は日本生産者 GAP 協会が作成したものなので、農業政策と結びつける表現は唐突と思います。 <p>案 1, 6 行目後半 「～責任倫理としてだけでなく、農業政策として本来、農林水産省がガイドラインではなく「日本 GAP 規範」を示すべきです。しかし、農林水産省が規範を示していないため、日本生産者 GAP 協会が GAP の実践に必須なものとして『日本 GAP 規範』にまとめています。」</p> <p>案 2, 6 行目後半 「～責任倫理としてだけでなく、日本での GAP 実践にとっても『日本 GAP 規範』が必須です。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の GAP 概念に学べば、「GAP 規範は行政が策定し、GAP 認証基準は民間が作成するもの」ですが、日本では逆転していますので、ご指摘・ご提案の主旨のように加筆・修正します。 ・農業政策として、本来、農林水産省がガイドラインではなく「日本 GAP 規範」を示すべきですが、農林水産省が GAP 規範を示していないため、日本生産者 GAP 協会が「GAP の実践」に必須なものとして『日本 GAP 規範』にまとめています。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
13	11	0401 (11 頁 9 行 目)	<ul style="list-style-type: none"> ・(誰に) 活用されています。が不明なために、農林水産省の公認として一般的に活用されている、とも読み取れます。14 頁まで読むとわかるのですが、「適正農業規範」として岐阜県等で活用されています。との表現が良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用者として、【県の「適正農業規範」策定や、「グリーンハーベスター (GH) 農場評価」の実践を行っている県などで】を文中に挿入致しました。
14	12	0402 (12 頁 2 行 目)	<ul style="list-style-type: none"> ・前半で講習内の民間主導での GAP 認証制度での取引を説明している流れで、レッドトラクターの説明をしていますが、初心者には文章だけでは混乱するかもしれません。それぞれの組織の特徴や役割を比較する図表を挿入した方が良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の内容については、比較表のようなものを作成し、GAP 普及ニュースで改めて解説致します。規範への記述についてはご容赦願います。
15	12	0403	<ul style="list-style-type: none"> ・文章のみでは読み解くのに難しいです。欧州の GAP と日本の GAP 農政の比較、また、農業の環境負荷に関して欧州と日本の消費者と生産者、それぞれの負担について比較できる図表を挿入した方が良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日欧の農業環境政策比較については多くの研究事例がありますが、時間の経過とともに大きく変化していますので、単純な比較表への整理は難しいものとの結論に至りました。規範への記述についてはご容赦願います。
16	14	503	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県が「ぎふ清流 GAP 評価制度」を公表・施行したのは、2020 年 11 月からです。文章中では、2021 年 1 月となっておりますので、修正をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通り、「2020 年 11 月」と修正致しました。
17	15	503	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の GAP 農政が欧州のように整備されていなくとも（所得保障が無くとも）、生産者が GAP に取り組む意義があることを訴えている箇所なので、タイトルと乖離していると思われます。 ・タイトルをつけて切り離しする。 タイトル案「日本農業において本来の GAP を目指す」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・15 頁 10 行目からを【0504】とします。 ・【0503】のサブタイトル「～生産者と消費者との信頼の懸け橋～」を削除しました。 ・【0504】のタイトルを「日本農業が本来の GAP を目指す」、サブタイトルを「～生産者と消費者との信頼の懸け橋～」に致します。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
18	15	0503 (15 頁 9 行目 以降)	<p>・ポスト東京オリパラとしての GAP 認証制度について</p> <p>国は 2030 年までに「全ての生産者が国際基準の GAP」取り組む目標を掲げていますが、その実現性は乏しいのが現実です。GH 評価方式を基本に、日本版レッドトラクターのような生産者組織主体の認証制度を今後確立すべきと考えます。</p> <p>このため、国に依存するのではなく、JAや他の生産者組織が団結し、二次、三次産業の理解ある企業等と連携し新ブランドによるフードバリューチェーンの構築が必要です。</p> <p>岐阜県に続く取組みが早期に求められることから、本規範 Ver.2 を普及させる具体的な戦術が求められます。</p>	<p>・力強いお言葉、有難うございます。</p> <p>・日本版レッドトラクターのような生産者組織主体の認証制度として「GH 農場評価制度」を進化させることが必要であり、そのためにも、「日本 GAP 規範」の進化が必要と考えています。宜しくご支援の程、お願い申し上げます。また併せて、戦術も考えていきたいと考えております。</p> <p>・さらに、日本の農業と自然環境を守るためには、国による農業の行動規範が必要であることは自明ですので、国による支援が重要なことを主張していきたいと考えております。</p>
19	16	1 章～ 11 章	<p>・農林水産省の国際水準 GAP ガイドライン（試行版）との番号対応表があれば良い。</p>	<p>・秋頃に国際水準 GAP ガイドラインの正規版が発行される予定と聞いています。「日本 GAP 規範」の中ではなく、その他のガイド文書等で比較整理表などを整理することを検討致します。</p>

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
20	16	1101	<p>・リスクの定義が ver1.1 とは大きく変わっていますが、ver1.1 の定義「リスクは危害要因の重大さ×当該危害要因に出会う確率で表す」というのが GAP で扱う食品安全、環境保全、労働安全という分野ではふさわしいのではないのでしょうか。この定義によって以降の規範の全ての記載内容に影響が出てくると思われます。</p> <p>しかし、今回の規範では“リスク”についての定義ないまま解説が続いています。今までになかった“リスク要因”という語句を使用することにしたようですが、この項目でリスク要因（危害要因ともいう）と定義しており、以降に“リスクはリスク要因の発生頻度が高ければ大きくなり、発生頻度が低ければ小さくなります”となっています。リスク管理とは“リスク要因の発生頻度を極力低くする”ことのようにも記載されています。以降で使用しているリスク評価とは、リスク要因の発生頻度を評価することになるのでしょうか。確率と重大さのそれぞれを評価するという従来の考え方を止めるということなのでしょうか。（参考 101, 102）の内容が分からないのですがこの参考文献にはどのようなことが記載されているのか知りたいところです。</p> <p>関連事項として“リスク管理”の考え方についての表現も統一が必要ではないのでしょうか。</p> <p>p16:リスクを小さくするためには、リスク要因の発生頻度を極力低くする</p> <p>p17:リスクを評価し、リスク要因の低減について検討する</p> <p>p18:リスク要因について、どのようなリスクがあり、どの程度のリスクになるのかを評価し、問題にならないレベルにまでリスクを低下させる方法を検討</p> <p>p22:リスク要因を的確に把握し、可能な限り事故の発生頻度を少なくしていく</p> <p>p24:リスク要因と発生頻度を適切に評価し、リスクを極力小さくし</p>	<p>・リスクの定義「リスクは危害要因の重大さ×当該危害要因に出会う確率で表す」について、確率で表すことが可能かどうかを改めて検証してみました。第一章のリスク要因について食品安全、環境保全、労働安全の各項目について五段階程度でもある程度定量的な評価が可能かどうか、そして発生頻度と掛けて確率を数値で表すことが可能かどうか検討しましたが、非常に難しいとの結論に達し、第二版ではこのような表現に変更しました。</p> <p>・リスクレベルについては、各論であれば、図 1-1 のように五段階程度のレベル評価が可能な場合もあります。そのような各論では、リスクレベルを評価し、発生頻度から考えて、発生リスクを極力抑える努力をすることが望まれるとしています。</p> <p>・リスクは「リスク要因の発生頻度が高ければ大きくなり発生頻度が低ければ小さくなります」と定量的ではなく、概念的な説明に変更しています。経済現象などでは、ある程度定量的にリスクの発生頻度や被害の大きさを定量的に把握することが可能なようですが、自然が対象であり、多様な要素が入っている農業についてのリスクを、従来の定量的な表現に落とし込める事例もあまりないようです。</p> <p>特に、農業では、法令違反を重大にしていますが、人命や怪我、環境汚染の種類と規模を統一的に評価し、それを確率で表すことは至難です。</p> <p>参考文献ですが、農業関係の事例に当てはまる的確な文献は残念ながら見つかっていませんので、定量的ではない概念的な表現にとどめています。</p>

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
21	17	3104	<ul style="list-style-type: none"> ・“リスクレベル” という表現がありますがこの定義が不明であることと、記載されている<圃場のリスクマップの事例>等からどのように“レベル” が把握できるかの説明があっても良いかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係者がひと目でリスク要因やそのリスクレベルを把握できるようにリスクマップを作成しておくことが重要です。」と修正いたします。 ・「ステップ 5: 作業員全員が理解できるようにリスク要因やリスクレベルをマップで掲示し、」と修正いたします。 ・1104 を新たに「リスク評価の実施」として、リスク評価の方法とリスクレベルについて説明の項目を作成いたします。
22	17, 21, 22, 81	3104 1207 3303 5603	<ul style="list-style-type: none"> ・→1104 の間違い？ →1206 の間違い？ (1205 から 1207 へ飛んでいる) →1303 の間違い？ →6703 の間違い？ <p>ここまでたまたま気が付いた箇所です、項目番号のふり間違いがあることは分かりましたが、以降このレベルのことを見つける努力をする気が起きませんでした。全て見直す必要があるかと思われます (パブコメはこのようなレベルの検証は終わった後にするものではないかという疑問が)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りです。お詫びして修正致しました。
23	19	1201	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境汚染を減らすための実践例」の中で、「土壌診断や土壌分析」と、土壌診断と土壌分析を並列していますが、本来は「土壌分析に基づく土壌診断」といったように、土壌分析と土壌診断は一連の流れで繋がるものであり、そうした表現にすべきだと考えます。 <p>また、同じ囲みで「生物的防除, 耕種的防除, 農薬」と表記されていますが、農薬には天敵製剤や微生物製剤などの生物的防除手段も含まれます。ここは一般に広く用いられているように、「生物的防除, 耕種的防除, 化学的防除」と表記すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ修正致しました。
24	20	1204	<ul style="list-style-type: none"> ・農業活動による水質汚染の例の囲みで、「水質汚濁物質を含む除草剤, 殺虫剤、」とあり、殺菌剤が含まれていません。殺菌剤の中にも、マンゼブ剤のように魚毒性の高い農薬が含まれるので、ここは「水質汚濁物質 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りですので、指摘を踏まえ修正致しました。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
			を含む農薬、」と表記したほうがよいと考えます。	
25	21	1207	<p>・表 1-1 で、「土壌中の高ヒ素濃度」の「考えられるリスク」に玄米への蓄積やヒトへの健康被害がありません。カドミウムと同様、無機ヒ素においても玄米への蓄積やヒトへの健康被害を危害要因とするべきと考えます。</p> <p>また、同じ表 1-1 の「生態」が具体的に何を示しているのか、やや理解しにくいです。「生態」には、土壌生態系、水生生態系なども含まれるのが一般だと思いますが、表 1-1 には、「土壌」「水質」「大気」などの項目が別に準備されていて、「生態」との違いが分かりにくいです。もっと具体的な表現にしたほうがよいと考えます。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ修正致しました。</p> <p>・「生態」は生物の生態系を省略して使っています。「生態」だけではわかりにくいので、「生態系」とします。それぞれのリスク要因は「土壌」「水質」「大気」「生態系」の内、主なものに○をつけています。</p>
26	21, 23, 24	表 1-1, 表 1-2, 表 1-3, 表 1-4	<p>・リスクの定義があいまいなことが原因かもしれませんが、これらの表についてのタイトルや項目名が不統一であり、読者を混乱に導くと思われれます。従来 of 危害要因をリスク要因に置き換えているようにもみえますが、危害要因のままになっている表があったり“被害”と“リスク”の使い方がまちまちとなっています。やはりリスク, 危害要因, 被害の関係をどこかで明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・用語解説に説明文を入れました。</p>
27	22	1206	<p>・表 1-1 の続きについて、ほかの表（たとえば表 1-4 など）にも共通ですが、ページをまたいで表を示す場合、それぞれにタイトル行を入れた方が、みていて分かりやすいのでご検討ください。</p> <p>また、同じ表 1-1 の「灌漑用水」ですが、ほかのページでは「灌漑」を用いている場合があり、統一性に欠けます。意識的に漢字を使い分けしているのであればこのままで構いませんが、とくに意図がなければ、どちらかに統一すべきと考えます。</p>	<p>・ご指摘の通りですので、そのように修正致しました。</p> <p>・漢字の違いによる「灌漑」と「灌漑」は使い分けておりません。漢字変換で変換された漢字がたまたま異なったために生じたことなので、一般的な「灌漑」に統一します。</p>

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
28	22	1301	<ul style="list-style-type: none"> ・「病原微生物汚染, 残留農薬, 異物混入等が生じないよう, 」とありますが, 残留農薬そのものが問題なのではなく, 基準値を超えた残留農薬が問題ですから, ここは「病原微生物汚染, 基準値を超えた残留農薬, 異物混入等が生じないよう, 」と表記すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りですので, そのように修正致しました。
29	23	1303	<ul style="list-style-type: none"> ・表 1-2 で, 「圃場・温室」の「考えられる被害」で, 「・残留基準超過, ・農薬成分の長期摂取による健康被害」と並列して標記していますが, 基準値以下の残留農薬による健康被害は科学的に生じないことが食品安全委員会等から示されています。そのためここは, 「・残留基準超過した農薬成分の長期摂取による健康被害」と 1 つにまとめるべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りですので, そのように修正致しました。
30	24	1304	<ul style="list-style-type: none"> ・表 1-3 ・農林水産省からでている「野菜の衛生管理指針」に記載している「リステリア」を病原微生物等に追加しては? ・化学物質に農業機械, 選果機械の油の接触の追加は? <p>113 頁と重複しているので 113 頁は削除する。必要があれば参照頁を示す。削除したスペースには別の情報を入れては?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本での発生件数を考慮した結果, リステリアについては「等」に含まれるものとして整理致しました。 ・化学物質に「選果機等の潤滑油」を追加いたします。 ・第 1 章で環境, 食品, 労働安全リスクに関する表を掲示しており, その後の 10 章では食品リスクを重複して掲載していますが, 10 章だけを見て理解していただけるよう重複して掲載しています。
31	24 113	1304 10201	<ul style="list-style-type: none"> ・24 ページ表 1-3 及び 113 ページ表 10-1 で, 「病原微生物等」に「カビ (赤カビ・一部の麹カビ等) とカビ毒」と「アレルギー」を含めていますが, 食品安全分野では, カビ毒やアレルギーは化学的ハザードに含めるのは一般的で, 2019 年に改訂された「Codex 食品衛生の一般原則」でもその区分けで解説されていたと思います。GAP 分野のみ異なる分類とすると食品衛生分野と齟齬が生じますし, HACCP ベースで構築されるはずの GAP という視点からも不適切だと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りですが, 例えば <i>Asp. flavus</i> がカビ毒のアフラトキシンを作りますが, 窒素源が充分ある時にはカビ毒を作りませんが, 生育して窒素源が不足するとカビ毒を作るようになります。ということなので, カビ毒があるかどうかではなく, 毒素を作るカビがいるかどうかで判断するようにしています。これらを踏まえて, 病原微生物等では「カビ (赤カビ・一部の麹カビ等)」とし, 化学物質に「カビ毒」を追加致しました。 ポツリヌス菌についても, 毒素があるかどうかではなく, pH や水分活性で菌が生育しない条件にしています。私達は有害なカビがいて生

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
				育しても良いというようには判断していません。 宜しくご理解下さい。 ・アレルギーについても広く解釈し、特定された化学物質だけではなく、生物も環境条件もアレルギーに含めています。化学物質の欄にも追加いたします。
32	25	1401	・表 1-4 の転落について 脚立の正しい使用方法の理解不足による事故が多いため、梯子に脚立も追加	・ご指摘のように修正いたしました。
33	28	1507	・トレーサビリティに、事故食品の回収に必要なとなるトレースバックとトレースフォワードの概念を追加してはいかがでしょうか。	・囲み記事で解説文として追加致しました。
34	34 120 122	2102 10504 11201	・図 2-1, 図 10-1, 図 11-2 のいずれも、画像全体がぼやけていて、図が見にくく文字も読みにくいです。はっきりとした図にさせていただきよう、ご検討ください。	・ご指摘のように修正致しました。
35	37 38	2701 2703	・2701 と 2703 で、内容がかなり重複している印象があります。それぞれ意図があつてのこととは思いますが、もう少し内容をご検討ください。	・ご指摘の通りですので、両者をダブらないように記述致しました。2701 は駆除・防除であり、2703 は有効利用を考えたものです。
36	40～ 45	3101 ～ 3307	・Ver.1.1 では章のタイトルを「土壌肥沃土と作物養分管理」となっていたところを、土壌管理に代えています。従来項目構成は変えていないようです。このため従来土壌肥沃土についての説明として土壌管理や作物養分管理について述べていた順番がそのまま残っています、この項目を再構成し、土壌管理と作物養分管理について明確に分けた方が理解しやすいのではないのでしょうか。また“はじめに”にて土壌管理と作物養分管理の違いや関係について述べることでこの違いがさらに明確になると思われま	・Ver.1.1 の章タイトル「土壌肥沃度と作物養分管理」は「土壌管理と作物養分管理」としました。「土壌肥沃度」という言葉は単に土壌を肥沃の程度と理解されやすいので、土壌流亡や重金属汚染対策も含め、より広い意味の「土壌管理」としました。 ・“3.1 はじめに”で土壌管理と作物養分管理の違いや関係についてのご指摘に沿って、“はじめに”の 3101～3105 に記述してある項目の順番を入れ替えるとともに、内容を一部変更しました。
37	41	3201	・「土壌中の有機物は腐植ともいわれ、」とありますが、土壌中の有機物の一部が腐植となるのであって、土壌中の有機物がすべて腐植というわけではありません。ここは、もう少し丁寧に解説していただくようご検討下さい。	・ご指摘を踏まえて修正致しました。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
38	65	5213	<ul style="list-style-type: none"> 「根こぶ病やシストセンチュウなどの」とありますが、シストセンチュウ以外の寄生性センチュウも拡散リスクがあるので、ここは「根こぶ病やセンチュウ類などの」と表記すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ここでは「シストセンチュウなどの土壌伝染性の病害虫」と表現しており、一般化した表現にしています。センチュウ類で有害なものは極一部ですので、このような表現にしています。ご理解下さい。
39	68	5501	<ul style="list-style-type: none"> 後の 5504 にあるように IPM とは予防的措置、観察・判断、介入（防除）を適切に組み合わせるということでの“総合的”ということなので、ここで“利用可能なすべての「防除技術」を考慮して”という表現は合わないのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通りですので、「全ての」という言葉を削除し、適切な表現に致しました。
40	68	5.5	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の抵抗性・薬剤耐性管理は重要であり、近年 RAC code を農薬のパッケージに明記する製剤が増えてきている。RAC code による管理の考え方は、非常に専門的なので、今後、農家向け、指導者向けの解説が望まれる。 都道府県が作成している防除指針などにも RAC code が記載されている事例もあるので、この辺りの解説はあって良いと思う。 詳しいことを記述する必要は無く、抵抗性管理に RAC code が使われ始めていることを囲み記事で紹介されてはいかがでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘されました RAC code について、重要と考え、囲み記事を入れました。ご指摘有難うございました。
41	69, 70	5502, 囲み記事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（農業部門・植物保護）について取り上げていただけたことは、大変良いと思います。農業生産部門では、技術士の知名度は高くないので。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来るだけ多くの資格を取って貰うことを奨励したいと思っています。有難うございました。
42	70	5505	<ul style="list-style-type: none"> 農薬管理指導士について、「農業者自身が安全な農薬使用のために取得することを推奨します。」とありますが、自治体によっては、農業者は農薬管理指導士の受験対象外としていると聞いたことがあります。受験可能であれば取得推奨することには同意しますが、自治体によって対応が異なるのであれば、ここは誤解のないような表現にすべきと考えます。 (例えば、愛知県農薬管理指導士認定事業実施要綱をみると、農薬管理指導士養成研 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通りですので、「認定要件は各都道府県に問い合わせてください。」と追加修正致しました。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
			修の受講資格は、農薬販売者・防除業者・ゴルフ場農薬使用者となっており、要綱上は農業者には受講資格があるように読めません。)	
43	71	5506	<p>・「法令による農薬使用者の責務・遵守義務・努力義務」の囲みで、遵守義務に「総使用回数の範囲内」とありますが、正確には「有効成分の種類ごとの総使用回数」です。誤解を生じないよう正確に表記すべきと考えます。</p> <p>また、同じ囲みの努力義務で4項目挙げられています。ほかにも適用病虫害等や最終有効年月など、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第二条第2項の基づき、農薬取締法第十六条第四号、第六号、第九号及び第十一号についても努力義務となっていますので、その点についても丁寧に解説すべきと考えます。</p>	<p>・ご指摘の通りですので、正確に丁寧に記述したいと思います。</p>
44	73	5510	<p>・見出しには「正確な吐出量」、本文では「均一に吐出」で、合わない。吐出量は、メスシリンダーがあれば計測可能なので良いと思う。</p> <p>他には、散布圧力も重要であるけれど、こちらの計測は難しいと思われ、今回は取り上げる必要はないものの、今後の課題としていただきたい。</p>	<p>・ご指摘の通りですので、「均一に」は「正確に」に修正致しました。</p>
45	74	5602	<p>・北海道では、クロマルハナバチの利用も不可ですが、その点についての解説は不要でしょうか。1自治体の事例ではありますが、広大な耕地面積を持つ北海道の事例なので、丁寧に解説すべきと考えます。</p>	<p>・この点につきましては、5603で「詳細は最寄りの地方環境事務所に問い合わせ下さい。」としております。例外等につきましては、一律に詳細を記述しておりませんので悪しからずご了承ください。</p>
46	74	5.6	<p>・外来生物として、セイヨウオオマルハナバチが取り上げられていることは、妥当である。しかし、農薬として市販されている天敵の多くは、外来生物であり、土着天敵の製剤についても遺伝子攪乱の問題がある。この辺りは、業界でも議論のあるところなので、今回は取り上げる必要はないものの、今後の課題としていただきたい。</p>	<p>・ご指摘の土着天敵製剤の課題につきましては、一部で使われておりますので、重要な課題として今後検討させていただきます。</p>

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
47	75	5604	<p>・「病原性大腸菌」と表記されていますが、近年食品衛生分野では「病原大腸菌」が一般的な表記となっているようです。病原性大腸菌と病原大腸菌の違いは不明ですが、食品衛生分野の専門家に確認し、最新情報に沿った表記にすべきと考えます。</p>	<p>・ご指摘の用語につきましては、少し前までは「病原性大腸菌」と表記されていましたが、最近の辞書等では「病原大腸菌」となっておりますので、「病原大腸菌」に修正致しました。</p>
48	77 78	6302 6305	<p>・いずれも「溶液」と表記されていますが、「養液」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>・ご指摘の通り間違いですので、「養液」に修正致しました。</p>
49	80	6702	<p>・「安全・安心な製品と届けるために」と表記されていますが、農業者が届けられるのは「安全な製品（農産物、食品）」であり、生産者と消費者の間の信頼確保の上に消費者に安心して提供した製品（農産物、食品）を利用してもらえ、という表現が正しいと考えます。</p> <p>「安全・安心」は食品分野以外でも様々使用されていますが、用語としては不正確・不適切と考えます。</p>	<p>・ご指摘を踏まえて、「消費者により安全な製品を届けるために」と修正致しました。</p>
50	99	8101	<p>・ホームページの「用語集」によると、“圃場”と“施設”という分け方があり“ハウスなど栽培施設”は施設の項目ではなく圃場管理の項目となるのではないのでしょうか。（6章で説明という解説もあり）</p>	<p>・“ハウスなどの栽培施設”は圃場であり施設でもありますので、“圃場”、“施設”の両方の用語で説明されます。ただし、第8章では栽培以外の施設としての管理について中心に説明しています。そのため、ハウスでの土壌管理等については第6章で説明する旨を述べています。</p>
51	112	10201	<p>・これも用語の定義がないことに起因するかとありますが、ここで初めて“農作物”が出てきます、他は“作物”となっていますが統一は必要でしょうか。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ検討した結果、「作物」に統一しました。</p>
52	116	10304	<p>・「水質検査に関するガイドラン」の囲みで、「水質検査は、各都道府県の保健所業務で行っていますので、」とありますが、自治体で対応が異なります。たとえば宮城県の場合、少なくとも井戸水の水質検査は保健所で行っていません（上水道の水質検査については未確認）。このように自治体によって対応が異なるため、ここは誤解のないような表現にすべきと考えます。</p>	<p>・「水質検査は、各地域の保健所等が業務で行っていますので、」と修正致しました。いずれも、保健所に聞いていただければと考えています。</p>

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
53	121- 127	11 章	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の蔓延に関連し、労働者の保護の観点から GAP としての対応が必要ですが、これについての考え方や具体的対策が素案には書かれていません。いわゆる3密を避けた作業方法については素案でも読めないことはありませんが、具体的にどうすべきかをわかりやすく明記する必要があると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点については、感染症が拡大したときの対策として考えられますが、様々な感染症の様々なレベルがあり、これについては、その都度の社会常識に委ねたいと思います。
54	121	11101	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全の重要性について 農作業事故の特徴に関するデータ、グラフは、最新のものに変えたほうが良いです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再調査し、最新のデータに致しました。
55	124	11210	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づき、10人以上50人未満の労働者のいる特定の業種以外の事業場には衛生推進者の設置が求められています。また、平成26年3月28日付基発0328第6号(厚生労働省通達)「安全推進者の配置等に係るガイドライン」において、特定の業種以外の10人以上の労働者のいる事業場には安全推進者の設置が推奨されています。農業分野においても、10人以上の雇用を擁する法人が存在しますし、個人経営の農業者にとっても労働安全衛生に対する意識向上が必要と考えます。 そうした点を踏まえると、安全衛生推進者養成講習や衛生推進者養成講習の受講は、受講が求められる事業場はもちろん、それ以外の事業場や個人経営の農業者にも受講が推奨されるべき内容となっています。そこで GAP 規範でも労働安全衛生に対する意識の向上の一環として、こうした講習の受講を推奨すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のように、GAP 規範でも労働安全衛生に対する意識向上の一環として、このような講習の受講を推奨するように記載致しました。
56	124	11209	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業による作業員への配慮について 農作業事故を防いだり、足腰などへの負担軽減を図る措置として、アシストスーツ等の着用を組み入れてはどうでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アシストスーツは、個別事例と思われますので、規範文書には載せておりません。詳細な各論につきましては、参考文献等を見て頂くことにしております。

No.	頁	項目	ご意見・ご提案	回答・対応
57	125	11215	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の雇用について 外国人技能実習生を含めた内容であるため、外国人労働者の表現を「外国人材」に改めたほうが適切です。 さらに、雇用に際しては適正な資格を有した監理機関からの受け入れを順守することも含めたほうが適切と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討の結果、タイトルを「外国人材の雇用について」と表記することに致しました。 「労働者を雇い入れたとき」も「外国人材を雇い入れたとき」に修正いたしました。 さらに、「母国語など外国人労働者が理解できる」に修正致しました。 受入れに関しては、「～念頭に適正な受入れと運用をすることに」に修正致しました。
58	125	11215	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者については労働者と技能実習生をきちんと分けて考えるべきと思いますが、母国語など技能実習生が理解できる方法というのは外国人労働者全般に言えることなのではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通りですので、「母国語など外国人労働者が理解できる」に修正致しました。
59	126	11305	<ul style="list-style-type: none"> 暑熱環境下での留意点について 熱中症による事故件数が増加していることから、予防策として「冷感着等」の着用を加えた方が良いと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 冷感着は個別事例と思われまますので、規范文書には載せておりません。詳細な各論につきましては、参考文献等を見て頂くことにしております。
60	127	適切な実践	<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースを想定した実践例がありますが、事故事例もある刈払機についての防護具や安全な取扱いについての項目が在ってもいいのではないのでしょうか。フォークリフトだけではないと思いますが“はい作業”の記載があっても良いのかも知れません。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討した結果、【11207】危険性の高い作業への対応で、防護具の着用について追加修正致しました。 はい作業につきましては、【11302】でキーワードを追加修正致しました。